

様式や項目を削減・簡素化するもの

事務手続・書類	該当するサービス	必要とされる作業・書類	見直し案
訪問(予防)介護の指定申請書類 (サービス提供責任者に係る部分)	・訪問介護 ・介護予防訪問介護	・サービス提供責任者の経歴	サービス提供責任者の（介護福祉士、ヘルパー1級の者については）経歴に替えて登録証、終了証等で足りるとする。 ※ 変更の届出時、指定の更新時において同じ
居宅サービス計画	・居宅介護支援	第1表～第6表までの記載	第5表の「サービス担当者に対する照会内容」については、他の表への記載することで問題がないことから、第5表を削除
施設サービス計画	・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	第1表～第7表までの記載	第6表の「サービス担当者に対する照会内容」については、他の表への記載することで問題がないことから、第6表を削除
介護サービス情報の公表制度	・訪問介護　・介護予防訪問介護 ・訪問看護　・介護予防訪問看護 ・通所介護　・介護予防通所介護 ・老人保健施設　・短期入所生活介護 ・老人福祉施設 ・地域密着型老人福祉施設 ・介護療養型医療施設　等	① 基本情報について、年に1回 公表センター等に報告 ② 調査情報について、1年に1回 指定調査機関が調査し、調査後に公表センターに報告	・ 同一事業所で一体的に運営している同類型のサービス(例:訪問介護と介護予防訪問介護等)については、一体的に調査・報告を行うこととする。 ・ 調査項目の確認事項2項目(居宅介護支援事業所とサービス事業所とが月1回以上連携していることの確認、サービス担当責任者が月1回以上利用者宅を訪問すること)の削減←訪問介護事業所等が対象
リハビリテーションマネジメント加算	・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション(短期除く) ・老人保健施設	① リハビリテーション実施計画書 ② 定期的な記録 ③ ケアマネジメント連絡用紙	③について、利用者に対して行ったリハビリテーションの内容や本人の状況等を伝達すれば足りるものであり、①や②に記載することで足りるため、③の様式を廃止
栄養マネジメント加算	・通所介護　・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設　・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	①栄養ケア計画 ②栄養ケア提供経過記録 ③栄養ケアモニタリング ④スクリーニング、 ⑤栄養アセスメント	③の様式を廃止するとともに、①～⑤の記載項目を削減する。③については、⑤の際の記載で十分足りるものであり、重複している項目については削除する。
口腔機能向上加算	・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護	①口腔機能改善管理指導計画 ②定期的な記録、③モニタリング、 ④リスク把握、⑤アセスメント	モニタリングについては、アセスメントの際の記載内容で十分足りることから、③の様式を廃止し、①～⑤については、重複している記載項目の削減を行う。